

様式第二十号中「第18条第1項」及び「第18条第3項」並びに

部(局)・所	係
課	
電話番号(代表)	
(内線)	

及び

電話番号(代表)	(内線)
----------	------

並びに

様式第二十号中「第18条第2項」及び「第18条第3項」並びに

「なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事に対して異議申立てをすることができ、開示の実施を停止するためには、開示を実施する日までに異議申立てと併せて執行停止の申立てをする必要があります。」

及び

「なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事に対して異議申立てをすることができ、開示の実施を停止するためには、開示を実施する日までに異議申立てと併せて執行停止の申立てをする必要があります。」

並びに

また、この決定があったことを知った日から起算して6箇月以内に、佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告として取消訴訟を提起することができます。」

部(局)・所

係

電話番号(代表)

(内線)

及び

電話番号(代表)	(内線)
----------	------

並びに

様式第二十号中

「訂正請求に係る個人情報情報を特定するために必要な事項」

及び

訂正請求に係る個人情報情報を特定するために必要な事項	(開示を受けた年月日)
	年 月 日

並びに

部(局)・所

係

電話番号(代表)

(内線)

及び

電話番号(代表)	(内線)
----------	------

並びに

様式第二十号中「請求のあった個人情報の訂正」及び「訂正請求のあった個人情報」並びに

部(局)・所	係
課	
電話番号(代表) (内線)	

以下同。

電話番号(代表) (内線)	
---------------	--

「 櫻代郡十三町及び郡十町中「請求のあった個人情報の訂正」を「訂正請求のあった個人情報」に」

「 なお、この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事に対して異議申立てをすることができま

す。 」

「 なお、この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事に対して異議申立てをすることができま

す。 」

また、この決定があつたことを知つた日から起算して6箇月以内に、佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告として取消訴訟を提起することができます。

部(局)・所	係
課	
電話番号(代表) (内線)	

電話番号(代表) (内線)	
---------------	--

以下同。

「 櫻代郡十町中「請求のあった個人情報の訂正」を「訂正請求のあった個人情報」に」

部(局)・所	係
課	
電話番号(代表) (内線)	

電話番号(代表) (内線)	
---------------	--

に改め、同様の

次に次の三様式を加える。

様式第15号の2（第12条の2関係）

個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

佐賀県知事



年 月 日付けで訂正請求のあった個人情報については、佐賀県個人情報保護条例第24条の2の規定により、次のとおり決定する期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る 個人情報の内容	
佐賀県個人情報保護条例第24条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由
担当部局	電話番号（代表） (内線)
公開窓口の電話番号	(代表) (内線)
備考

様式第15号の3（第12条の3関係）

個人情報訂正請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

佐賀県知事

印

年 月 日付で訂正請求のあった個人情報については、佐賀県個人情報保護条例第24条の3の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

訂正請求に係る 個人情報の内容	
移送をした実施機関	
移送をした実施機関の 担当部局	電話番号（代表） （内線）
移送を受けた実施機関	
移送を受けた実施機関 の担当部局	電話番号（代表） （内線）
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
備 考	

注 本件開示請求に係る開示決定等については、移送を受けた実施機関が行います。御不明な点は、移送を受けた実施機関の担当部局にお問い合わせください。

様式第15号の4（第12条の4関係）

個人情報の訂正決定に関する通知書

第 号
年 月 日

様

佐賀県知事



下記の個人情報について、佐賀県個人情報保護条例第22条の2の規定により訂正を実施しましたので、同条例第24条の4の規定により通知します。

訂 正 の 内 容	
訂 正 年 月 日	年 月 日
担 当 部 局	電話番号（代表） （内線）

様式第十六条を次のように改める。

様式第16号(第13条関係)

受付印

個人情報利用停止請求書

年 月 日

佐賀県知事

様

郵便番号 住 所	(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
氏 名	(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	
連絡先	担当部課名	担当者名
	電話番号	

佐賀県個人情報保護条例第25条第1項又は第2項において準用する同条例第13条第2項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る 個人情報を特定する ために必要な事項	(開示を受けた年月日 年 月 日)
利用停止請求の趣旨 及び理由	

(法定代理人記載欄) 法定代理人が請求する場合は、この欄にも記入してください。

本人の区分	1 未成年者	2 成年被後見人
本人の氏名及び住所	氏 名	
	住 所	郵便番号 電話番号

- 注 1 法定代理人が請求する場合において当該法定代理人が法人であるときは、法人代表者印を押印のうえ、その印鑑証明書を添付してください。
- 2 請求の際には、本人であることを証明する書類を係員に提出し、又は提示してください。
- 3 法定代理人が請求する際には、注2の書類に加え、法定代理人の資格を証明する書類を係員に提出し、又は提示してください。
- 4 請求の際には、訂正請求の内容が事実と合致することを証明する資料を係員に提出し、又は提示してください。
- 5 本人の区分欄については、該当する番号を○で囲んでください。

《下の欄は、記入する必要はありません。》

請求者本人の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()
請求資格の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
担 当 部 局	電話番号(代表) (内線)
備 考	

様式第十七号を次のように改める。

様式第17号（第14条関係）

個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

佐賀県知事



年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、佐賀県個人情報保護条例第27条第1項の規定により利用停止することと決定し、次のとおり利用停止しましたので、同条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る 個人情報の内容	
利用停止の内容
利用停止年月日	年 月 日
担 当 部 局	電話番号（代表） （内線）
備 考

様式第十七号の次に次の四様式を加える。

様式第17号の2（第14条関係）

個人情報部分利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

佐賀県知事



年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、佐賀県個人情報保護条例第27条第1項の規定により一部を利用停止することと決定し、次のとおり利用停止しましたので、同条第2項の規定により通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定があったことを知った日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。

利用停止請求に係る 個人情報の内容	
利用停止の内容 及びその理由
利用停止年月日	年 月 日
担 当 部 局	電話番号（代表） (内線)
備 考

様式第17号の3（第14条関係）

個人情報利用不停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

佐賀県知事



年 月 日付で利用停止請求のあった個人情報については、佐賀県個人情報保護条例第27条第1項の規定により、次のとおり利用停止しないことと決定したので、同条第3項の規定により通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定があったことを知った日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。

利用停止請求に係る 個人情報の内容	
利用停止しない理由	<hr/> <hr/> <hr/>
担 当 部 局	<hr/> 電話番号（代表） （内線）
備 考	<hr/> <hr/>

様式第17号の4(第14条関係)

個人情報利用停止決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

佐賀県知事

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、佐賀県個人情報保護条例第27条第4項において準用する同条例第17条第4項の規定により、次のとおり決定する期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る 個人情報の内容	
佐賀県個人情報保護 条例第27条第1項 の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由
担 当 部 局 電話番号(代表) (内線)
備 考

様式第17号の5（第14条の2関係）

個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

佐賀県知事

印

年 月 日付で利用停止請求のあった個人情報については、佐賀県個人情報保護条例第28条の規定により、次のとおり決定する期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る 個人情報の内容	
佐賀県個人情報保護 条例第27条第1項 の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由
担当部局	電話番号（代表） (内線)
公開窓口の電話番号	(代表) (内線)
備考

様式第十八号中「第30条」を「第30条第1項」とし、「佐賀県個人情報保護審査会」を「佐賀県情報公開・個人情報保護審査会」とし、「第31条」を「第31条第1項」とし、

部（局）・所
課
電話番号（代表）
（内線）

を

電話番号（代表）	（内線）
----------	------

に改め、同様式の

次に次の一様式を加える。

様式第19号（第15条関係）

決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

佐賀県知事

印

次の不服申立てについては、佐賀県個人情報保護条例第30条第2項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので、同条例第31条第2項の規定により通知します。

不服申立ての対象となつた決定	年 月 日付け 第 号
	(決定の内容)
佐賀県個人情報保護条例第30条第2項の規定による決定期間	年 月 日から
	年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から
	年 月 日まで
延長の理由	
担当部局	電話番号（代表）
	（内線）
備考	

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

佐賀県情報公開審査会規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第二十四号

佐賀県情報公開審査会規則を廃止する規則

佐賀県情報公開審査会規則（昭和六十二年佐賀県規則第四十号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

佐賀県個人情報保護審査会規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第二十五号

佐賀県個人情報保護審査会規則を廃止する規則

佐賀県個人情報保護審査会規則（平成十三年佐賀県規則第六十九号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

付属機関の委員その他の構成員の報酬および費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第二十六号

付属機関の委員その他の構成員の報酬および費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則

付属機関の委員その他の構成員の報酬および費用弁償の額に関する規則（昭和三十一年佐賀県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

別表中

生涯学習審議会委員

一〇、二〇〇円

行政職八級

を

生涯学習審議会委員

一〇、二〇〇円

行政職八級

に

国民保護協議会委員、専門委員及び幹事

一〇、二〇〇円

行政職八級

改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第二十七号

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和五十九年佐賀県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

（退職手当の支給内申に関する規定の読替え）

5 佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年佐

賀県条例第十一号)による改正後の佐賀県職員の退職手当に関する条例(次項において「改正後の条例」という。) 附則第三十五項の規定の適用を受ける職員(次項に該当する者を除く。)に対する様式第一号の規定の適用については、 $\frac{2}{100}$ とあるのは、 $\frac{10}{100} + \frac{2}{100}$ とする。

6 改正後の条例附則第三十五項の規定の適用を受ける職員のうち、退職の日以後の最初の三月三十一日におけるその者の年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から二年を減じた年齢以上である者に対する様式第一号の規定の適用については、 $\frac{2}{100}$ とあるのは、 $\frac{3}{100}$ とする。

附則
この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

佐賀県土地開発基金管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年三月二十四日
佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第二十八号

佐賀県土地開発基金管理規則の一部を改正する規則

佐賀県土地開発基金管理規則(昭和四十五年佐賀県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条」を「第六条」に改める。

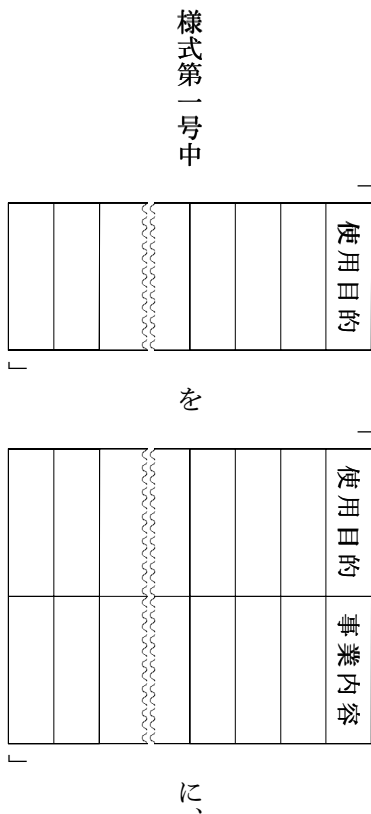
第三条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 本部長は、翌年度までに、基金の運用により取得した土地の引渡しを受けなければならない。ただし、第二項の規定により知事の決定を受けた場合には、この限りでない。

第六条を次のように改める。

第六条 基金の運用により取得した土地は、当該土地を事業の施行に必要とす

る本部長が管理しなければならない。
第八条第一項中「経営支援本部長及び第六条ただし書」を「第六条」に改め、「それぞれその」を「その」に改め、同条第二項を削る。
第九条第一項中「様式第六号」を「様式第五号」に改め、同条第二項中「様式第七号」を「様式第六号」に改め、同条第四項中「様式第八号」を「様式第七号」に改める。
第十条中「様式第九号」を「様式第八号」に改める。



「 3 面積欄には、延長をもつて表示できるものは、延長を併記すること。」

添付書類 1 使用目的ごとの先行取得を必要とする理由書

2 位置図

3 平面図(全体計画、取得済地及び取得予定地を明示すること。)

を

「 3 面積欄には、延長をもつて表示できるものは延長を併記し、補償費がある場合にはその内訳を記入すること。

添付書類 使用目的ごとの引渡しを受ける年度計画が翌々年度以降とする理由書(使用目的ごとの引渡しを受ける年度計画が翌々年度以降

を含む場合に限る。)

に改める。

登記年月日	引渡し予定年度

様式第三号中

を

に

「備考欄には、補償の内容等必要な事項を記入すること。」を

「備考欄には、補償の内容等必要な事項を記入すること。」を

5 引渡し予定年度欄には、土地取得計画見積書の引渡しを

受ける年度計画中の年度を記入すること。

添付書類 1 位置図

2 平面図

を

様式第四号中「現在」を「現在高」に

登記年月日	引渡し予定年度	引渡し年月日

を

に改め、同様

を(注)に次のように加える。

6 引渡し予定年度欄には、土地取得計画見積書の引渡しを受ける年度計画中の年度を記入すること。

様式第五号を改正する。

様式第六号中

款	支出料目		節
	項	目	
土地開発基金土地	月	日	記帳者印
総括台帳記帳済	月	日	引渡書月日
			引渡書月日
			受領者印
			No.

(注) 太線内の事項についてのみ記入すること。ただし、※印欄には、公共事業の先行取得で引取価格が決定しているものを除き記入しないこと。

款	支出料目		
	項	目	節

(注) ※印欄には、公共事業の先行取得で引取価格が決定しているものを除き記入しないこと。

改め、同様式を様式第五号とする。

様式第七号を様式第六号とし、様式第八号を様式第七号とする。

様式第九号中

歳計現金への 繰替運用額 円									
----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

歳計現金への 繰替運用額 円	歳入歳出予算への 繰替運用額 円								
----------------------	------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

同様式の表の1中「繰戻しによる収入額」の次に、「歳入歳出予算からの繰戻しによる収入額」を、「繰替運用額欄」の次に、「歳入歳出予算への繰替運用額」を加え、同様式を様式第八号とする。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

佐賀県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第二十九号

佐賀県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県証紙条例施行規則（昭和三十九年佐賀県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二条」を「第二条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織を使用して行う申請等に係る収入の方法）

第三条の二 証紙条例第二条第一項ただし書の規則で定める方法は、同項ただし書の申請等を行うことにより得られた納付情報による収入の方法とする。

を
に改め、

別表の第一号中「第三百二十八号及び第四百五十号」を「及び第三百二十八号」に改め、同表の第二十一号の二中「第三条第一項」を「第八条第一項」に改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

○ 告 示

●佐賀県告示第百五十七号

くらしの安全安心課が分掌する事務のうち、次に掲げるものを実施するとき
は、くらしの安全安心課を佐賀県消費生活センターと呼称するものとし、平成
十七年四月一日から適用する。

なお、佐賀県消費生活センターの名称は、佐賀県文書規程（昭和五十五年佐
賀県訓令甲第一号）第三条第一項に規定する公文には、これを用いない。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

一 佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例（平成十七年佐賀県条例第三
十号。以下「条例」という。）第二十四条の規定に基づく不当な取引行為に
ついての情報提供

二 条例第二十八条の規定に基づく消費者教育

三 条例第二十九条の規定に基づく啓発活動

四 条例第三十二条の規定に基づく消費者苦情の処理

五 前各号に掲げるもののほか、くらしの安全安心課長が特に必要と認める事
務

●佐賀県告示第百五十八号

不当な取引方法に係る事業者の公表等に関する規程（昭和六十三年佐賀県告

示五百七十七号)は、平成十七年三月三十一日限り廃止する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県告示第百五十九号

災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第六号の規定により、指定地方公共機関を次のとおり指定する。

なお、災害対策基本法第二条第六号の規定に基づく指定地方公共機関の指定(平成十五年佐賀県告示第三百七十九号)は、廃止する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県土地改良事業団体連合会

長崎放送株式会社

社団法人佐賀県バス・タクシー協会

社団法人佐賀県医師会

株式会社サガテレビ

社団法人佐賀県トラック協会

株式会社エフエム佐賀

社団法人佐賀県看護協会

○訓令甲

●佐賀県訓令甲第一号

本 庁

現 地 機 関

労働委員会事務局

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正に伴う関

係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(国際課の旅券業務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程の一部改正)

第一条 国際課の旅券業務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程(平成十六年佐賀県訓令第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「占める職員」の下に「及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員」を加え、「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第三条第三項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。(くらしの安全安心課の消費生活・計量業務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程の一部改正)

第二条 ぐらしの安全安心課の消費生活・計量業務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程(平成十六年佐賀県訓令甲第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「占める職員」の下に「及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員」を加え、「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第三条第三項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。(佐賀県総合福祉センターの一時保護の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程の一部改正)

第三条 佐賀県総合福祉センターの一時保護の業務に直接従事する職員の週休

日等に関する規程（平成元年佐賀県訓令甲第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「占める職員」の下に「及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年佐賀県条例第二号）第四条の規定により任期を定めて採用された職員」を加え、「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第三条第三項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。
（佐賀県立日の限寮の救護の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程の一部改正）

第四条 佐賀県立日の限寮の救護の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程（平成元年佐賀県訓令甲第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「占める職員」の下に「及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年佐賀県条例第二号）第四条の規定により任期を定めて採用された職員」を加え、「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第三条第三項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。
（佐賀県立いづみ荘の処遇の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程の一部改正）

第五条 佐賀県立いづみ荘の処遇の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程（平成元年佐賀県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「占める職員」の下に「及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年佐賀県条例第二号）第四条の規定により任期を定めて採用された職員」を加え、「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第三条第三項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。
（佐賀県立希望の家の処遇の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程の一部改正）

第六条 佐賀県立希望の家の処遇の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程（平成元年佐賀県訓令甲第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「占める職員」の下に「及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年佐賀県条例第二号）第四条の規定により任期を定めて採用された職員」を加え、「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第三条第三項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。
（佐賀県立春日園の指導の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程の一部改正）

第七条 佐賀県立春日園の指導の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程（平成元年佐賀県訓令甲第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「占める職員」の下に「及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年佐賀県条例第二号）第四条の規定により任期を定めて採用された職員」を加え、「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第三条第三項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。
（佐賀県立九千部学園の援護の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程の一部改正）

第八条 佐賀県立九千部学園の援護の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程（平成二年佐賀県訓令甲第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「占める職員」の下に「及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年佐賀県条例第二号）第四条の規定により任期を定めて採用された職員」を加え、「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第三条第三項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。
（佐賀県立佐賀コロニーの援護の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程の一部改正）

第九条 佐賀県立佐賀コロニーの授護の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程(平成元年佐賀県訓令甲第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「占める職員」の下に「及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号) 第四条の規定により任期を定めて採用された職員」を加え、「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第三条第三項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。
(佐賀県立虹の松原学園の自立支援の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程の一部改正)

第十条 佐賀県立虹の松原学園の自立支援の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程(平成元年佐賀県訓令甲第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「占める職員」の下に「及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号) 第四条の規定により任期を定めて採用された職員」を加え、「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第三条第三項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。
(佐賀県立みどり園の保育の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程の一部改正)

第十一条 佐賀県立みどり園の保育の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程(平成元年佐賀県訓令甲第二十三号)の一部を次のように改正する。
第二条中「占める職員」の下に「及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号) 第四条の規定により任期を定めて採用された職員」を加え、「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第三条第三項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

(佐賀県立病院好生館就業規程の一部改正)

第十二条 佐賀県立病院好生館就業規程(昭和三十八年佐賀県訓令甲第五号)の一部を次のように改正する。

第四条の三中「占める職員」の下に「及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号) 第四条の規定により任期を定めて採用された職員」を加える。

(佐賀県立病院好生館の看護科に勤務する職員の週休日等に関する規程の一部改正)

第十三条 佐賀県立病院好生館の看護科に勤務する職員の週休日等に関する規程(平成元年佐賀県訓令甲第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「占める職員」の下に「及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号) 第四条の規定により任期を定めて採用された職員」を加え、「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第三条第三項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。
(佐賀県食肉衛生検査所に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程の一部改正)

第十四条 佐賀県食肉衛生検査所に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程(平成四年佐賀県訓令甲第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「占める職員」の下に「及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号) 第四条の規定により任期を定めて採用された職員」を加え、「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第三条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。
(佐賀県佐賀空港管理事務所に勤務する職員の週休日等に関する規程の一部改正)

第十五条 佐賀県佐賀空港管理事務所に勤務する職員の週休日等に関する規程

(平成十年佐賀県訓令甲第十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「占める職員」の下に「及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員」を加え、「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第三条第三項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。
(佐賀県職員徽章に関する規程の一部改正)

第十六条 佐賀県職員徽章に関する規程(昭和二十五年佐賀県訓令甲第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「並びに地方公務員法」を「地方公務員法」に改め、「占める職員」の下に「並びに一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員」を加える。

附則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。